

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和7年9月5日

九十九里地域水道企業団
企業長 鹿間 陸郎

1 一般競争に付する事項

- (1) 工 事 名 光浄水場急速ろ過池ろ材入替工事
- (2) 工 事 場 所 山武郡横芝光町傍示戸1026番地
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 工 事 期 限 令和8年3月13日限り
- (5) 工 事 の 概 要

ア 目的

本工事は、光浄水場急速ろ過池のろ材入替、更生及びろ過池内部の清掃等を行うものである。

イ 概要

- (ア) ろ材入替・更生工 1式
- (イ) ろ過池内清掃点検工 1式
- (ウ) ろ材分析試験工 1式
- (6) 予 定 価 格 落札決定後公表
- (7) 最低制限価格 最低制限価格制度実施要領を適用し設定する。
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 契約保証金 請負代金の1/10以上
- (10) 工事費内訳書 提出（本工事内訳書及び第1号～第4号内訳書）
- (11) 前・中間支払金 対象としない

※最低制限価格の算出方法については、企業団ホームページ内「最低制限価格制度実施要領」に掲載しています。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本工事の公告日前に効力を有する令和6・7・8年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「建設工事用」に記載されているもののうち、【水道施設工事】について、建設業法に定める一般又は特定建設業の許可を受けている者。
- (2) 本工事の公告日から本工事の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本工事の公告日前に千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県に本店又は建設業法に基づく許可を得た支店等がある者。
- (4) 【水道施設工事】の工種に係る格付けがA等級である者。
- (5) 公告日から起算して過去10年間において、上水道施設におけるろ過池ろ材更生工事施工実績を元請として有する者。
- (6) 本工事において、【水道施設工事】の主任技術者又は監理技術者（開札日現在3か月以上の雇用関係にある者）を関係法令に基づき配置できる者。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本工事の公告日までになされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本工事の公告日までになされていない者。

3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和7年10月1日（水）午前・~~午後~~ 9時30分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和7年9月30日(火)午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒(角形2号程度)及び中封筒(長形3号程度)の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、工事費内訳書(指定された場合)を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 指定した郵送先

(イ) 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、工事費内訳書(指定された場合) 在中の旨

(ウ) 公告した工事名

(エ) 公告した工事場所

(オ) 開札日

(カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 入札書在中の旨

(イ) 公告した工事名

(ウ) 公告した工事場所

(エ) 開札日

(オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、工事費内訳書(指定された場合)等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。封筒の封は糊付けをお願いします。

6 工事費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、工事費内訳書の提出を求められている場合は、工事費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア 入札書の記載金額と工事費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ 工事費内訳書に工事名、工事場所の記載がない場合。

ウ 工事費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本工事内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

(2) 工事費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本工事内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7 入札回数

入札の回数は3回とする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

(1) 提出期限 令和7年9月10日（水）午後5時まで

(2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

(3) 回答 質問に対する回答は令和7年9月16日（火）にホームページに掲載します。

9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。
ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。
- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。
なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団建設工事等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 施工実績の確認書類として、工事名・発注機関名・契約金額及び工事概要等が確認できるもの。
- (2) 【水道施設工事】の主任技術者又は監理技術者の資格を証明するもの。（開札日現在3か月以上の雇用関係の証明含む）

13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。
- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。
- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。
- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。
- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

令和 7 年度

光浄水場急速ろ過池ろ材入替工事

設 計 書

総括表

九十九里地域水道企業団			工事番号	九水企修令7第5号		提出年月日	
課長		副課長		場長		副場長	
班長		審査		設計			
年度 科目	令和7年度	款 水道用水供給事業費用		項 営業費用		目 原水及び浄水費	
						節 修繕費	
工事名		光浄水場急速ろ過池ろ材入替工事					
工事場所		山武郡横芝光町傍示戸1026番地			工事施行方法		請負
					工事期限	令和8年3月13日限り	
設計金額		円					
工事価格		円					
消費税相当額		円					

設 計 説 明	<p>本工事は光浄水場急速ろ過池のろ材入替、更生及びろ過池内部の清掃等を行い、設備の機能維持を図るもので、その概要は下記のとおりである。</p>	
	記	
	1. ろ材入替・更生工（1号池～16号池）	1式
	2. ろ過池内清掃点検工（1号池～16号池）	1式
	3. ろ材分析試験工	1式
		－以上－

本 工 事 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
	直接工事費							
		ろ材入替・更生工		式	1			第 1 号内訳書参照
		ろ過池内清掃点検工		式	1			第 2 号内訳書参照
		ろ材分析試験工		式	1			第 3 号内訳書参照
		現場発生材処理費		式	1			第 4 号内訳書参照
	直接工事費計			式	1			
		共通仮設費		式	1			
		共通仮設費計		式	1			
	純工事費			式	1			
		現場管理費		式	1			

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
	工事原価			式	1			
		一般管理費等		式	1			
	工事価格			式	1			
		消費税相当額		式	1			
工事費計				式	1			

第 1 号内訳書 ろ材入替・更生工

1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
洗浄プラント設置・撤去工		式	1			
ろ材搬出・池内洗浄工		池	16			第 1 号単価表参照
ろ材洗浄篩分け工		池	16			第 2 号単価表参照
ろ材搬入敷き均し工		池	16			第 3 号単価表参照
ろ過砂	有効径0.6mm 均等係数1.4以下 JWWA A103:2006-2 準拠品	m ³	199.4			
ろ過砂利	2~20mm JWWA A103:2006-2 準拠品	m ³	3.3			
計						

第 2 号内訳書

ろ過池内清掃点検工

1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
池内清掃、集水装置点検工	壁、ろ床面等清掃	池	16			第 4 号単価表参照
ろ層厚基準線敷設工	2 池施工	式	1			第 5 号単価表参照
計						

第 3 号 内訳書

ろ材分析試験工

1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ろ材分析試験	JWWA A103:1988-2006 準拠 施工前、施工後 3 検体ずつ	池	16			第 6 号単価表参照
計						

第 4 号内訳書

現場発生材処理費

1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ろ材再資源引取費	砂193.6m3 砂利3.3m3	m3	196.9			
発生材処理費	廃フレコンバッグ	m3	38			
収集、運搬費	再資源ろ材 10 t 車	台	23			
収集、運搬費	廃フレコンバッグ 10 t 車	台	2			
現場発生品積込、積卸		式	1			
計						

第 1 号 単価表

ろ材搬出・池内洗浄工

1 池 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
吸引車（バキューム車）	風量80m3/min	台・日	2			
真空ホッパー		台・日	2			
高圧洗浄機		台・日	2			
フォークリフト	2.5t	台・日	2			
トラック	4t クレーン装置(2.9t吊)付き	台・日	2			
フレコンバッグ	1.7t 耐候性	袋	17			
機材工具消耗品		式	1			
計	1池 当り					

第 2 号 単価表

ろ材洗浄篩分け工

1 池 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
ろ材洗浄篩分け装置 (洗砂機)		台・日	1			
フォークリフト	2.5t	台・日	1			
トラック	4t クレーン装置(2.9t吊)付き	台・日	1			
フレコンバッグ	1.7t 耐候性	袋	5			
機材工具消耗品		式	1			
計	1池 当り					

第 3 号 単価表

ろ材搬入敷き均し工

1 池 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
ラフテレーンクレーン	25 t オペレータ付き	台・日	1			
フォークリフト	2.5t	台・日	1			
トラック	4t クレーン装置(2.9t吊)付き	台・日	1			
機材工具消耗品		式	1			
計	1池 当り					

第 4 号 単価表

池内清掃、集水装置点検工

壁、ろ床面等清掃

1 池 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
高压洗浄機		台・日	1			
機材工具消耗品		式	1			
計	1池 当り					

第 5 号 単価表

ろ層厚基準線敷設工

2 池施工

1 式 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
塗装工		人				3回塗り
プライマー材 (エポキシ樹脂塗料)	塗料アルプロンW-305 JWWA K 143:2004	式	1			9kg/缶
下地塗料 (ニューアルプライナーL)	JWWA K 143:2004	式	1			16kg/缶
ライン塗料プライマー材	エポキシ樹脂塗料 JWWA K 143:2004	式	1			16kg/缶
ライン塗料中塗材	エポキシ樹脂塗料 白 JWWA K 143:2004	式	1			18kg/缶
ライン塗料上塗材	アクリルウレタン樹脂塗料 赤・白・桃 JWWA K 143:2004	式	1			6kg/缶
珪砂	樹脂モルタル作成用 4号	袋	1			25kg/袋
機材工具消耗品		式	1			養生、塗装用具等
計	1式 当り					

第 6 号 単価表

ろ材分析試験

JWWA A103:1988-2006 準拠
 施工前、施工後 3 検体ずつ

1 池 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
篩分け試験		検体	6			
洗浄濁度試験		検体	6			
付着物試験	濁度、容積、鉄、マンガン、アルミ	検体	6			
凝着物試験	塩酸可溶率、鉄、マンガン、アルミ	検体	6			
計	1 池 当り					

光浄水場急速ろ過池ろ材入替工事

特記仕様書

九十九里地域水道企業団

第1章 一般共通事項

1. 本特記仕様書によって施工する工事は、光浄水場急速ろ過池ろ材入替工事で、設計書及び工事等共通仕様書、関係法令等に基づき九十九里地域水道企業団監督職員（以下監督職員という。）の指示に従い施工すること。
2. 受注者は、工期を厳守し、同期間内に完成させること。
3. 受注者は、工事施工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員に提出すること。
4. 設計図書に明示ない事項で疑問を生じた場合は、監督職員と協議することとし、施工上若しくは技術上、当然必要と認められるものについては、受注者の責任において施工すること。
5. 当企業団は、必要に応じて工事の増減、変更又は中止を命ずることができる。
また、工事施工上、設計変更が生じた場合においても、これらの場合における請負金額の増減は、契約書に基づき当企業団及び受注者両者協議のうえ、当企業団単価及び積算基準により行うものとする。
6. 受注者は、工事施工にあたり、工事に関する諸法規、関係諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、安全対策に十分留意すること。
7. 工事施工にあたり、資格を必要とする作業は、それぞれ有資格者が施工すること。
8. 工事中機械、器具等は、設計図書に指定されている場合は、これに適用するものを使用すること。
ただし、工事施工にあたり、より条件に合った機械、器具がある場合は監督職員の承諾を得て使用することができる。
9. 工事施工に際し、障害となる既設構造物その他に対しては、監督職員と協議のうえ防護又は一時移転を行うこと。
万一損害を与えた場合は、受注者の責任において一切を処理すること。
10. 本工事に関連して、他の工事及びその他交渉の必要が生じたときは、監督職員に連絡し、関係者による協議を実施し工事の進捗を図ること。
11. 就業時間は、平日午前8時30分より午後5時迄とし、土曜日、日曜日及び祝日は休日とする。
ただし、平日以外または就業時間外に作業を行う必要を生じた場合は、監督職員にその内容を説明し、書面により承諾を得たうえで実施することができる。
12. 作業中は、現場の整理整頓を行い常に安全な状態で施工すること。
また、作業終了後は清掃を行い現場の美化に努めること。
13. 受注者は、設計図書に記載された機器、材料について、承諾図書を作成し、監督職員の承諾を得ること。
14. 受注者は、機器及び材料については、現場搬入の都度、監督職員の確認を受けること。
15. 受注者は、当企業団の定める工事記録写真撮影要領により写真を撮影し、完成図書とともに提出すること。

16. 工事完成検査にあたり、現場代理人及び主任技術者は当該検査に立ち会わなければならない。
17. 提出書類
 - (1) 契約関係 一式（紙媒体）
 - (2) 施工管理関係 一式（紙媒体、電子納品（2枚））
九十九里地域水道企業団ホームページ（トップページ） > 工事情報 > 工事及び業務委託関係提出書類 参照すること。
 - (3) その他監督職員の指示するもの

第2章 注意事項

1. 浄水作業を最優先し、支障とならないこと。
2. 工事場所は稼働中の浄水場内であることから、工事範囲以外の施設、敷地へ立ち入らないこと。
また、許可無く場内の施設及び機械器具等には絶対触れないこと。
3. 作業員名簿を提出し、作業員等の管理を徹底すること。
4. 作業開始前は、作業内容・作業人員を報告すること。
5. 衛生管理
 - (1) 水道施設での施工に当たっては、水道法その他関係法令を遵守し、衛生管理に十分留意すること。
 - (2) 取水場、浄水場等その他これらに準じる水道施設は飲料水を取り扱うので、衛生には十分注意し、また、油脂や薬剤等、飲料水や水道施設に汚染を及ぼすものは取り扱いに注意しなければならない。
 - (3) 水道法第21条第1項に基づき受注者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり受検させること。
 - ア 検査対象者
直接水に触れる作業をする者及び監督員が指定する者。
 - イ 健康診断項目
O157、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス。
 - ウ 提出書類
アに該当する作業従事者については、作業従事者健康診断書結果の写し（細菌検査）を監督員に提出すること。
その他、監督職員の指示によるものとする。
 - エ 検査の実施時期
現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね6か月ごとに行うこと。

第3章 アスベスト調査等

本工事は、アスベスト調査等の対象工事で

あるので、本章を適用する。

ないので、本章を適用しない。

第4章 対象設備

1. 急速ろ過池

(1) ろ過池 (1号～16号) 16池
ろ過面積：20.2m²/池 (3,200mm×6,300mm)

(2) 対象物

ろ過砂、ろ過砂利、ろ床ブロック (レオポルドブロック)

第5章 材料仕様

1. 使用材料

納入するろ材は JWWA A103:2006-2 に適合したろ材であり、日本水道協会 (JWWA103:2006-2) 水道用ろ材の基準を満たすこと。また、技術基準省令に適合することを証明する分析結果、もしくは日本水道協会の認証登録証を提出すること。

新規購入ろ材の品質は、「水道施設の技術的水準を定める省令」別表第2に掲げる全51項目について、適合することを証明する公的機関の分析結果を提出するものとする。

試験方法については、最新の資機材等の材質に関する試験 (平成12年2月23日厚生省告示第45号) 及び JWWA Z 110 に基づき行うものとする。

各検査項目について計量証明事業登録 (濃度) を受けた事業所等、計量法 (平成4年法律第51号) に基づき計量証明の事業を行う者による分析試験結果を提出し、監督職員の承諾を受けなければならない。

なお、日本水道協会の認証機関による品質認証を受けたろ材については、上記通知に基づく試験を省略することができる。但し、その際には認証を受けたことを証明する書類をろ材納入前日までに監督職員に提出すること。

(1) ろ過砂

ア 有効径：0.6mm 均等係数：1.4以下 (JWWA A 103:2006-2 準抛品)

イ 補充数量：約 199.4 m³ (16池分)

(2) ろ過砂利

ア 有効径 2～20mm (JWWA A 103:2006-2 準抛品)

イ 補充数量：約 3.3 m³ (16池分)

第6章 工事仕様

1. 工事施工時期

施工時期については、水量の落ち始める11月下旬頃より計画するものとし、詳細工程は、監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

(1) ろ材搬出

ア ろ材搬出にあたっては、ろ過池設備（洗浄排水トラフ、表洗管、ろ床ブロック等）に衝撃、損傷を与えないように十分注意して作業を行い、損傷を与える恐れがある場合は、適当な防護を行って作業するものとする。

なお、原則として水を張った状態での既設ろ材の抜き出しは行わないものとする。

イ ろ材搬出時において、泥の堆積等の状況や、ろ過砂及びろ過砂利上層面の不陸状況等を記録するものとする。

ウ 既設ろ材の搬出は、抜水をして吸引車にて抜き出しを行うものとする。

(2) ろ材^{ふるいわ}洗浄篩分け

ア ろ材^{ふるいわ}洗浄篩分けについては、指定された場所にプラントを設けて行うとともに、ろ材更生品については異物が混入しないようにフレコンバックで仮置きし、シート等で養生するものとする。

イ 篩^{ふるいわ}分けは、洗浄機にて行うものとする。

ウ 洗浄に用いる水は支給するものとする。

エ 洗浄排水は指定の排水場所に排水するものとする。

オ 洗浄後のろ材は、洗浄濁度30度以下とする。

(3) 壁、ろ床面等清掃、集水装置点検

ア ろ材の搬出終了後、ろ床面及び壁面を高圧洗浄水により清流清掃を行い、池内に異常がないか十分調査するものとする。

イ ろ床ブロックの集水口は、1つずつ点検清掃し目詰まりを除去するものとする。

ウ ろ床ブロック下部を洗浄水により清流清掃を行うものとする。

(4) 基準線敷設（2池施工、対象池は打合せによる。）

ア 使用する塗装材料については、日本水道協会規格 JWWA K 143:2004（水道用コンクリート水槽内面エポキシ樹脂塗料塗装方法）に規定された品質規格に合格しているものとし、水道施設の技術的基準を定める省令に規定されている資機材等の浸出性試験に合格していること。

イ 塗装方法、適用規格等については、日本水道協会 JWWA K 143:2004（水道用コンクリート水槽内面エポキシ樹脂塗料塗装方法）に基づいて施工する。

ろ材の設計層厚線、掻き取り時の基準帯、限界層厚帯を設定し、壁面と異なる色で明示すること。なお、各帯は受注者にて維持管理に最適な幅を考察し、発注者へ提案の上で承諾を得ること。

ウ 本仕様書に定めない事項については、JWWA K 143:2004の各規定に従って施工しなければならない。

エ コンパネ等を使用してろ過池壁面に沿って、塗装作業に適した養生を設置する。

- オ 塗装箇所周辺のろ床上面にビニールシート等で十分に養生し、飛散対策を施す。
- カ 塗装箇所には汚れ等が無いよう、十分清掃を行う。
- キ 下地表面の損傷が激しい場合はエポキシ樹脂フィラーを金コテにて塗布する。
- ク エポキシ樹脂塗料を使用し 0.5 mm以上の硬化膜厚となるように均一に塗布する。
塗料の施工膜厚の確認は、テストピース等にて行い、監督職員の立会確認を行う。
- ケ 監督職員との協議の上、適正な塗装ラインの位置やライン幅の立会確認を行い、施工ライン下地の墨出しを行う。
- コ 墨出しした施工ラインの幅に沿って、ライン塗装を行う。
- サ 注水までは、塗装完了後から 5～7 日程度の養生期間を設ける。
- シ 塗装完了後養生材を撤去する。

(5) ろ材搬入敷き均し

- ア ろ材の搬入時は、ろ床ブロックに衝撃を与えないように十分に養生を行うものとする。
なお、搬入に使用する器具等は一度水洗いを行い、清潔にしておくものとする。
- イ ろ材は、各粒径別に指定の層まで敷き込み、各層ごとに検査を受けることを原則とする。
- ウ ろ過砂の敷き均しは表層掻き取り後、層厚 600～620mm 程度になるように、搬入敷き均しを行うものとする。
- エ 搬入敷き均し後はろ過池洗浄を行い、規定の厚さであることを確認するものとする。

(6) ろ層計測

- 更生前及び更生後にろ層厚測定を行うものとする。
- ア 測定項目：トラフ天端～ろ過砂表面、ろ過砂表面～ろ過砂利表面
- イ 測定点数：3 点×5 列／池

(7) ろ材分析試験

- 更生前及び更生後にサンプリングを行い、ろ材分析を行うものとする。
なお、試験方法は JWWA A 103:1988-2006 によるものとし、これに無いものは協議によるものとする。
- ア 篩分け試験：更生前 3 検体／池、更生後 3 検体／池×16 池
- イ 洗浄濁度：更生前 3 検体／池、更生後 3 検体／池×16 池
- ウ 付着物質質量試験（濁度、容積、鉄、マンガ^ん、アルミ）
更生前 3 検体／池、更生後 3 検体／池×16 池
- エ 凝着物試験（塩酸可溶率、鉄、マンガ^ん、アルミ）
更生前 3 検体／池、更生後 3 検体／池×16 池

1. 法令及び規格等適用基準

仕様書記載の法令規格によるほか、下記事項を適用する。【最新版】

- (1) 日本産業規格 (JIS)
- (2) 日本水道協会規格 (JWWA)
- (3) 水道施設設計指針 (日本水道協会)
- (4) 水道維持管理指針 (日本水道協会)
- (5) 水道工事標準仕様書 (日本水道協会)
- (6) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (7) 水道施設耐震工法指針・解説 (日本水道協会)
- (8) 電気学会 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (9) 日本電気協会 内線規程
- (10) 日本電機工業会規格 (JEM)
- (11) 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)
- (12) 公共建築工事標準図 (電気設備工事編)
- (13) その他関係法令・規格

2. 施工管理

本浄水場は運用中であり、既設設備内容を十分に把握した後、切換工程を組み、工事を進める必要がある。

- (1) 工事施工は、専門技術・知識及び経験を有する技術者による施工管理を行うこと。
- (2) 設備電源の切換え等により浄水設備を停止させる場合、事前に浄水場側に作業要領書を提出すること。

3. 関連工事との協調

本工事は、浄水場内での施工となるため、浄水場維持管理業務と競合するので、受注者は資材搬入ルート、工事用車両の制約等については、浄水場及び近接工事施工業者と調整のうえ施工を行うこと。

4. 用地の使用

受注者は、工事施工のために企業団用地を使用するときは、施設管理者の承諾を受けなければならない。

5. 工事現場管理

- (1) 施工中の安全確保に関しては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

なお、災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告すること。

- (2) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努めること。
- (3) 工事の施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように周辺環境の保全に努めること。

(4) 塗料、シーリング剤、接着剤その他の化学製品を取扱う場合は、当該製品の製造所が作成した安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めること。

6. 養生・後片付け

既設浄水設備、工事目的物の施工済み部分等については、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うとともに、工事完成後は、施工範囲および工事影響範囲の後片付け及び清掃を行うこと。

建設副産物に関する特記仕様書

第1章 建設副産物対策

1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

なお、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。

なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

- (3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの(受渡確認票等)を提示すること。

2. 産業廃棄物

本工事により発生する廃プラ(38m³)は、山武市松尾町五反田2382-1 NK金属(株)片道運搬距離7.9kmの処理施設に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

※上記の指定処理は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

掲示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

工事発注後、事情により上記の条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3. その他

- (1) 建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にし、計画内容等を現場担当者に周知徹底しなければならない。
- (2) 工事現場において、建設廃棄物の処理方法毎に分別し、保管基準を遵守し、適切に保管しなければならない。
- (3) 建設廃棄物の再利用及び減量化のできないものについては、廃棄物処理法に基づき適正に処理しなければならない。
- (4) 建設廃棄物の処理を委託する場合には、以下の事項に留意し適正に委託しなければならない。
 - ア 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。
 - イ 建設廃棄物運搬については、運搬経路の設定及び車両、積載量の適切な管理をすること。
- (5) 塗料等の付着した缶等は、専門の処理業者に委託する等により適正に処理しなければならない。
- (6) 受注者は廃棄物の処理に関し、以下の書類を提出しなければならない。
 - ア 収集・運搬及び処分委託契約書の写し。
 - イ 収集・運搬業許可証及び処分業許可書の写し。
 - ウ 再生資源利用実施書及び、再生資源利用促進実施書並びに、建設副産物情報交換システム工事登録証明書。
 - エ 運搬経路図。
 - オ 保管、搬出、処分（搬出車両ナンバー、処分場掲示板）等の写真。
 - カ その他監督職員の指示する書類。
- (7) 本工事で発生する旧ろ材（ろ過砂 約 193.6 m³、ろ過砂利 約 3.3 m³）については、有価引取の上、再資源化を行うこと。

ろ材の有価引取として処理するものについては、買取証明（任意様式）及び再資源利用計画書を提出すると共に、処理施設までの運搬、搬入を適正に行うこととし、再資源化の方法等をリサイクル計画書等にまとめ、監督職員に提出し承諾を得ること。

第2章 建設リサイクル法

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(2) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

2. 請け負おうとする建設業を営む者からの事前説明に関する事項

(1) 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。

(2) 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。

個人情報取扱特記事項

第1章 個人情報取扱特記事項

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

2. 事務従事者への周知及び監督

(1) 事務従事者への監督

受注者は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(2) 事務従事者への周知

受注者は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

ア 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと。

イ 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと。

3. 個人情報の取扱い

(1) 収集の制限

受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(2) 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(3) 漏えい、滅失及びき損の防止等

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(4) 持ち出しの制限

受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務を発注者が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(5) 目的外利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(6) 複写又は複製の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報

が記録された機器等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

4. 再下請の制限

受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

5. 事故発生時における報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

6. 機器等の返還等

受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された機器等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

7. 発注者の調査、指示等

(1) 調査、指示等

発注者は、受注者がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、発注者は、受注者に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(2) 公表

発注者は、受注者がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、受注者の名称等の必要な事項を公表することができる。

8. 契約の解除及び損害の賠償

(1) 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び受注者に対して損害の賠償を請求することができる。

ア 受注者又は受注者の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき。

イ 受注者がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

注 本契約においては、特定個人情報（個人番号等）は一切取り扱わないものとする。

安全管理に関する特記仕様書

第1章 安全管理に関する特記事項

1. 総則

本特記仕様書は、現場作業内容に応じた安全・訓練活動を通して安全に工事を実施可能な体制及び環境を整えるために必要な事項を定めるものとする。

2. 安全・訓練等の実施

(1) 安全・訓練等の実施に当たっては、原則として工事着手後、作業員全員を対象として、月当たり半日以上の時間を割り当てるものとする。

(2) 実施内容は現場作業に即したものとし、下記の項目から選択するものとする。

ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

イ 本工事内容等の周知徹底

ウ 本工事における災害対策訓練

エ 本工事現場で予想される事故対策

オ その他、安全・訓練等として必要な事項

3. 安全・訓練等に関する計画書の作成

安全・訓練等に関する具体的な計画書を作成し、本工事の施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

4. 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況は、ビデオ又は写真等に記録し報告するものとする。

5. 本特記仕様書に定めない事項については、監督職員の指示によるものとする。

電子納品に関する特記仕様書

第1章 電子納品に関する特記事項

1. 一般事項

本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「工事の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは次項以降の内容に基づいて作成した電子データを指す。

2. 電子納品対象書類

施工計画書、各種工事打合せ簿、完成図面、工事完成図書、工事写真帳を基本とし、その他納品が必要と思われる書類は協議の上、電子化対象とする。

3. 電子化方法

(1) 図面データ

監督員と協議の上決定したファイル形式で保存したものを提出すること。

(2) 工事完成図書及び工事写真帳

作成した書類をPDFとして保存したものを提出すること。

(3) その他の書類

押印済みの書類をスキャニングし、PDF化したものを提出すること。

4. 提出方法

(1) 媒体

原本性確保の観点から、電子納品の媒体を光学ディスクとする。

(2) ラベル

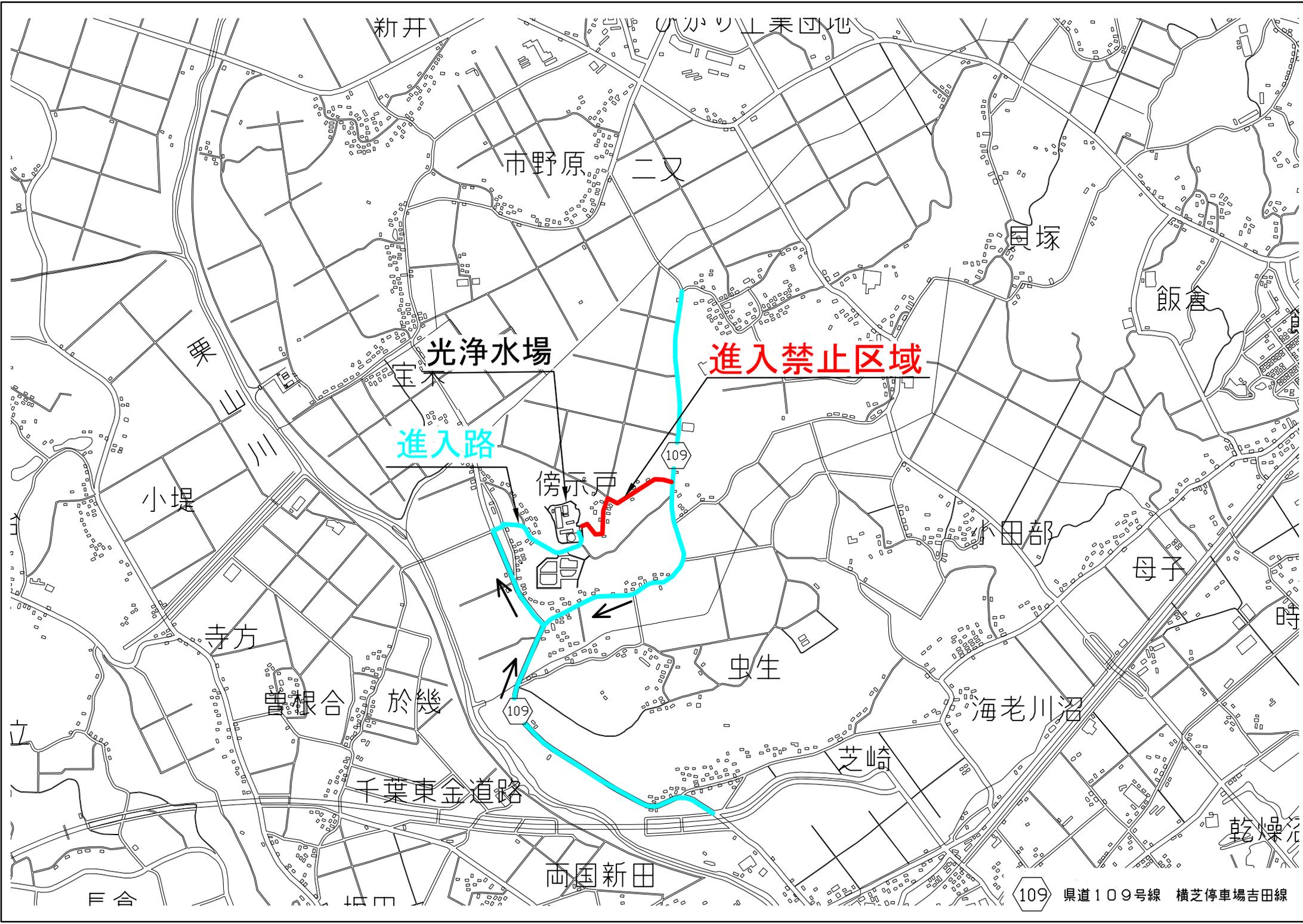
ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないように留意すること。

(3) コンピュータウイルス対策

電子成果品作成時には事前協議チェックシートに記載のウイルス対策ソフトの最新のウイルス定義ファイルに更新したうえでウイルスチェックを行い、ウイルスがないことを確認すること。その後ウイルスチェックに関する情報を記載すること。

(4) ファイル構成

電子化したデータに各々のファイルが判別しやすい名前を付けたうえで、種類ごとにフォルダ分けをすること。



新开

ひかり上乗回地

市野原

二又

貝塚

飯倉

光浄水場

進入禁止区域

進入路

109

小堤

傍示戸

水田部

母子

寺方

曾根合

於幾

虫生

時

109

海老川沼

芝崎

千葉東金道路

乾燥

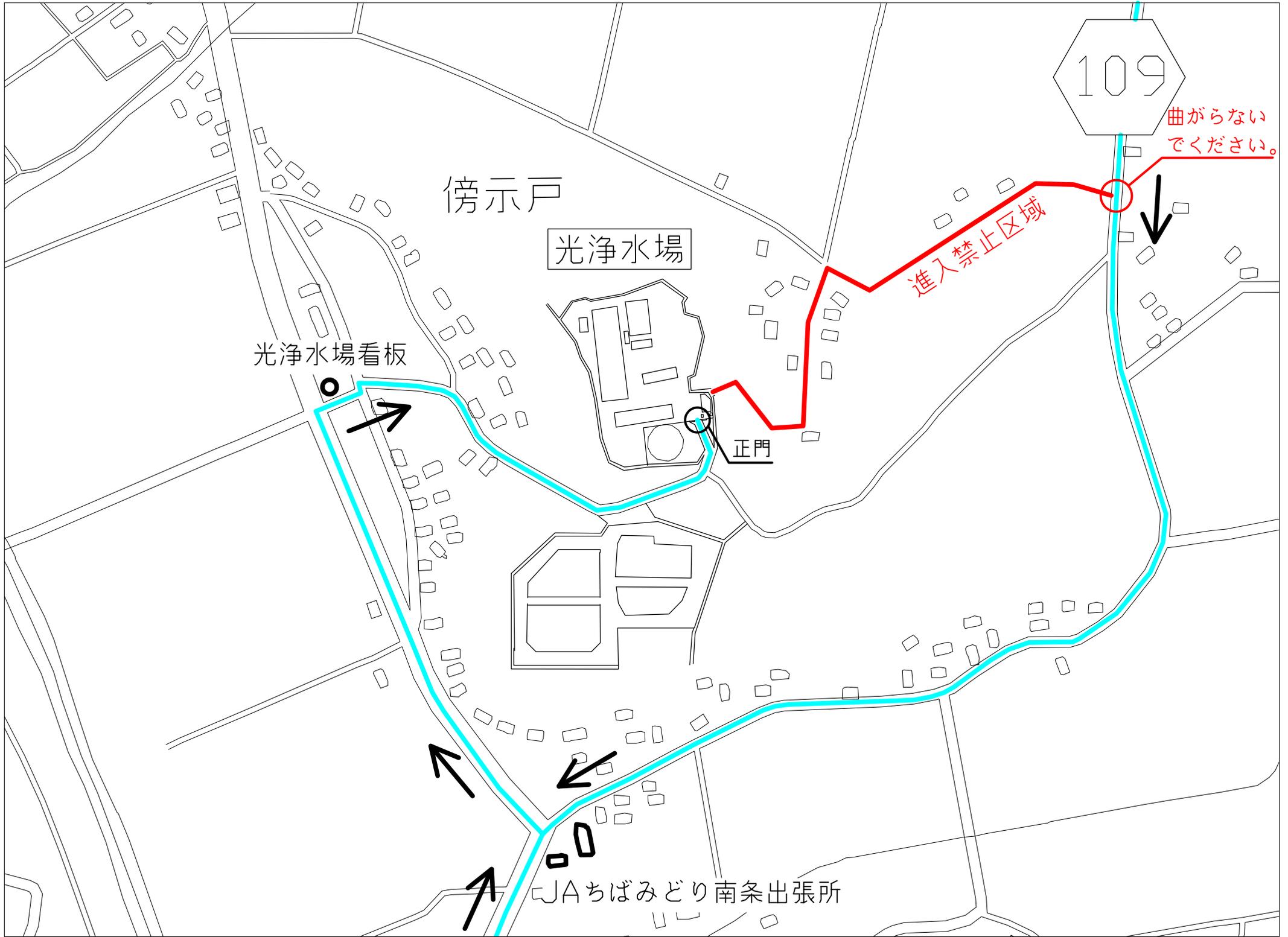
両国新田

109

県道109号線 横芝停車場吉田線

戸合

坂田



傍示戸

光浄水場

光浄水場看板

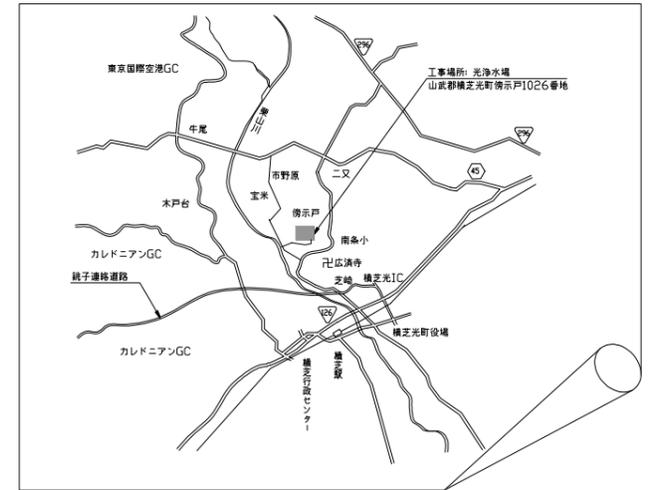
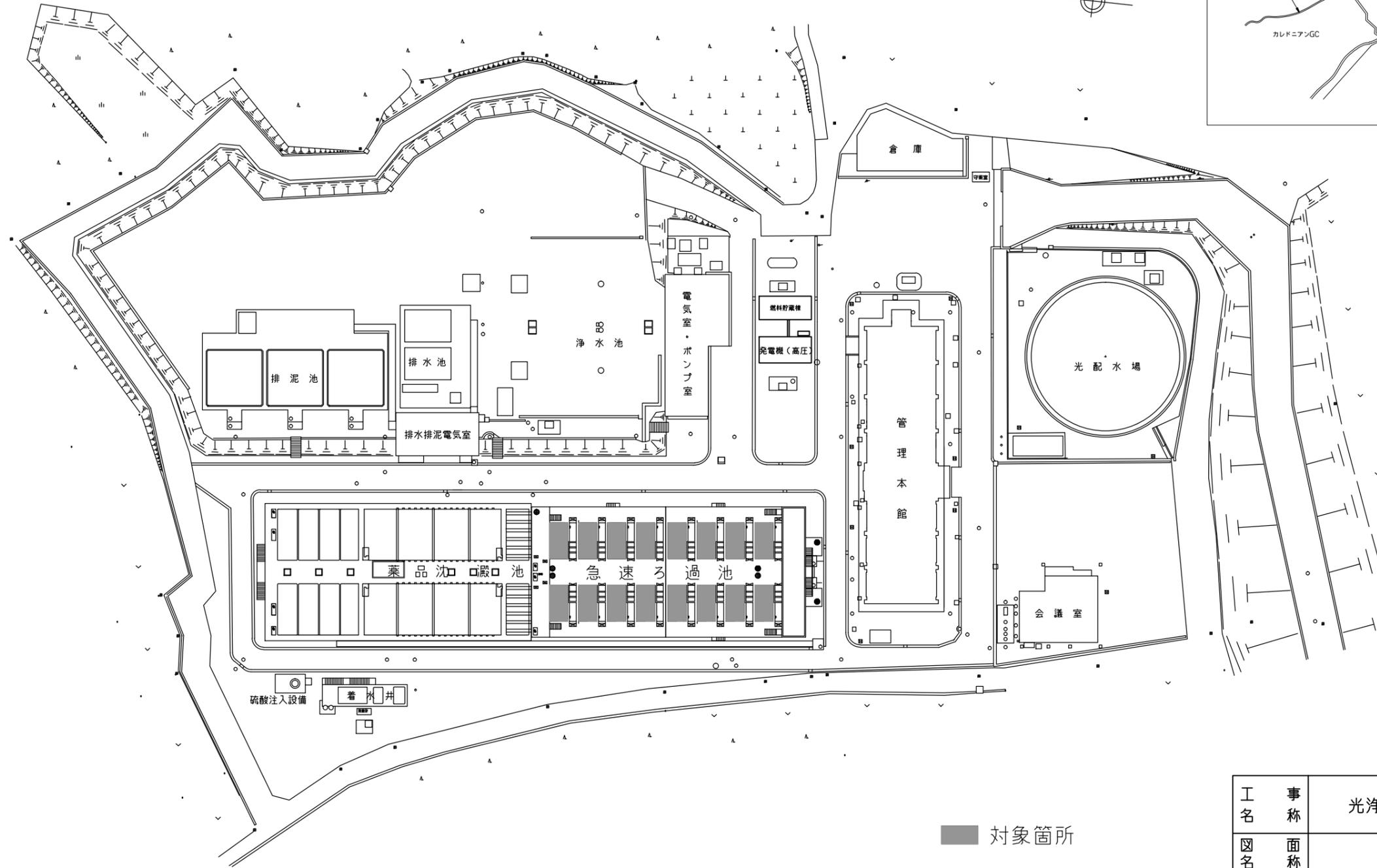
正門

進入禁止区域

曲がらない
でください。

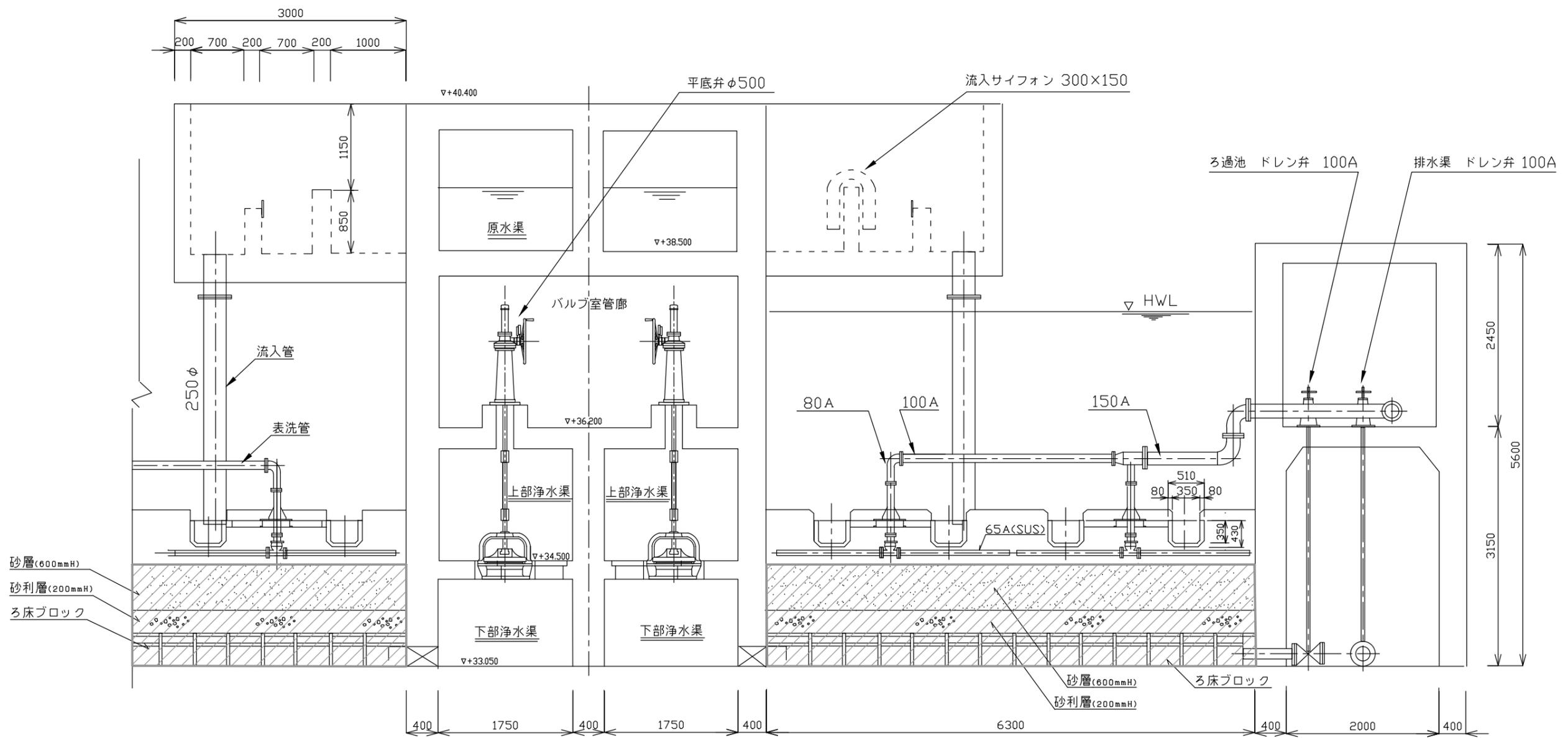
JAちばみどり南条出張所

光浄水場平面図



■ 対象箇所

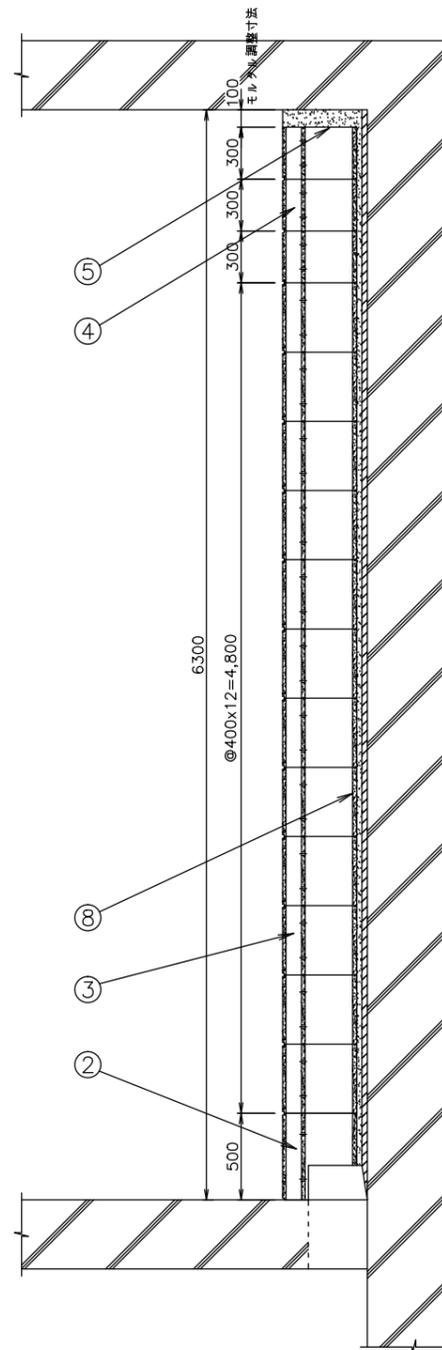
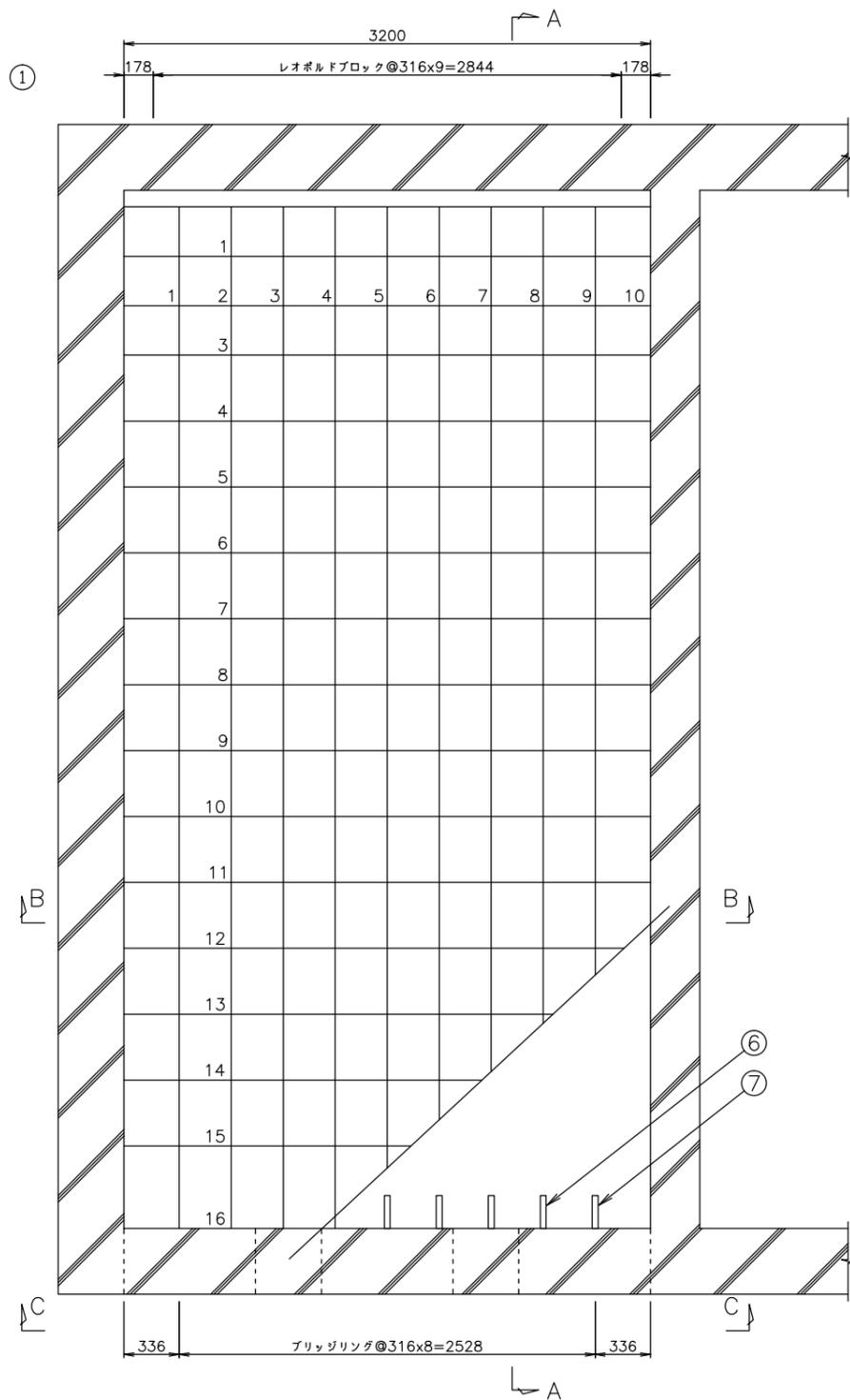
工名	光浄水場急速ろ過池ろ材入替工事			
図名	案内図・光浄水場平面図			
図枚	3 葉中 1	縮尺	NONE	
完成	令和 年 月 日	工事番号	九水企修令7第5号	
課長	副課長	場長	副場長	班長 設計製図
九十九里地域水道企業団				



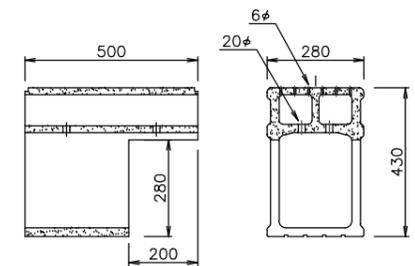
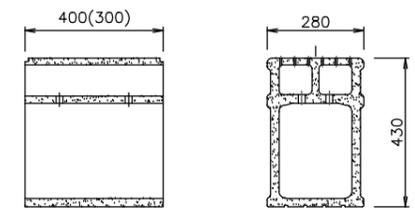
急速ろ過池断面図

対象箇所

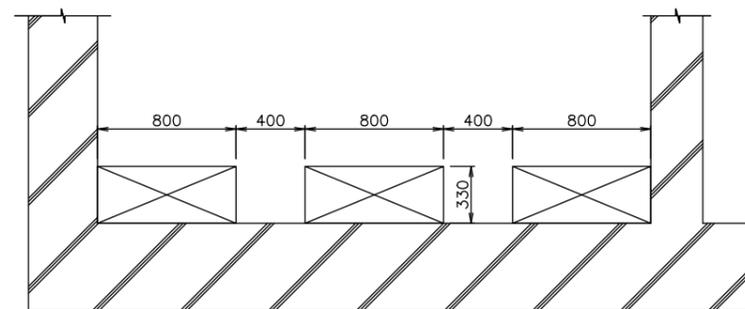
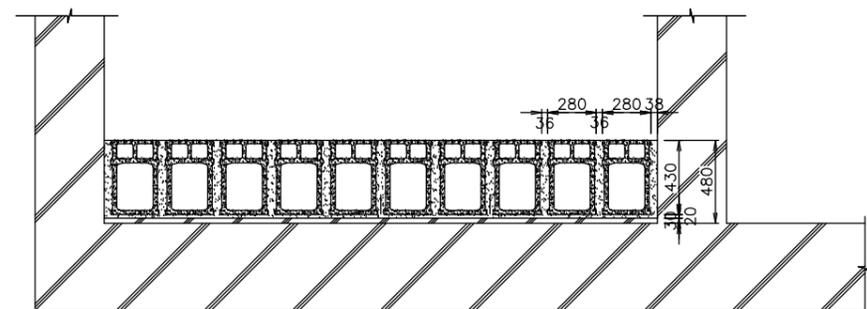
工名	光浄水場急速ろ過池ろ材入替工事				
図名	急速ろ過池断面図				
図枚	3 葉中 2	縮尺	NONE		
完成	令和 年 月 日	工事番号	九水企修令7第5号		
課長	副課長	場長	副場長	班長	設計製図
九十九里地域水道企業団					



個数		品名	記号	備考	材質
16池分	1池分				
		自動洗浄用レオポルド型洗浄装置	①		
160	10	レオポルドブロックLLA	②		セラミック
1920	120	レオポルドブロックHHA400	③		セラミック
480	30	レオポルドブロックHHA300	④		セラミック
160	10	エンドプレート	⑤		
144	9	LLAブリッジング#10	⑥		P.V.C
32	2	LLAブリッジング#11	⑦		P.V.C
51.2m ²	3.2m ²	モルタル	⑧		



ろ過面積：20.2m²/池x16池



工名	光浄水場急速ろ過池ろ材入替工事				
図名	ろ床ブロック構造図				
図枚	3	葉中	3	縮尺	NONE
完成	令和	年	月	日	工事番号 九水企修令7第5号
課長	副課長	場長	副場長	班長	設計製図
九十九里地域水道企業団					